

独立行政法人国立文化財機構中期計画

令和8年3月30日
文部科学大臣認可

(序 文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立文化財機構（以下「文化財機構」という。）が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

近年、博物館の役割は世界的に高まっており、令和4年のICOM（国際博物館会議）プラハ大会において、包摂性、多様性、持続可能性、コミュニティへの参加などの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。

また、国内では、同年の博物館法の改正、令和5年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。

令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」においても、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）等は文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

令和5年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第2期）」では、中長期目標は第1期から踏襲しつつ、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

令和7年2月に策定された、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」において、「文化財防災対策等」の協力が位置づけられ、文化財機構の文化財防災センターの役割として「我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用し、文化遺産国際協力センターをはじめとする関係機関との連携を通じた文化財防災に関する国際貢献も望まれる」と明文化された。

また、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4200万人を超え、令和12年度には、6000万人とすることを目標としている。文化財機構は文化観光やインバウンドの受入に重要な役割を果たすことが期待されており、博物館でも解説の多言語化などの対応を引き続き進めていく必要がある一方、他の主要観光都市の博物館と比較して入場者数は低水準に留まっており、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが求められている。その上で、将来的には、海外主要都市の博物館の入場者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵作品の充実を図りながら、外国人観光客を含め国立博物館全体で1200万人程度の入場者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

上記を踏まえ、文化財機構は、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、我が国の博物館及び文化財研究に関するナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ効果的かつ効率的な業務運営を確保するため、第5期中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、今中期目標において重要事項として位置付け、重

点的に取り組む。

1. 文化財のデジタル資源化及び利活用の推進

文化財の魅力や価値を引き出し、内外に向けて文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、地方創生、観光振興のみならず、文化財の次世代への確実な継承に繋げるため、所蔵品のデジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備を進める。また、文化財活用センターを中心として、文化財に親しむための複製や、デジタルコンテンツ等の開発、地域の博物館への所蔵品の貸与促進、全国の博物館等への保存環境に関する助言・協力などを通して、文化財の活用を促進するとともに、それらの取組の認知度向上に努める。

2. 文化財防災センターの機能強化

文化財防災のための地方公共団体等との連携・協力関係構築、文化財防災のための技術開発、文化財防災に関する助言・援助等に加え、我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用した国際貢献に取り組むとともに、これら多様な要請に応えるための持続可能な仕組みを整備する。

3. 業務運営に関する事項

理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、引き続き想定される鑑賞環境の変化等に的確に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれらに必要とされる職場環境を整備するとともに、長期的な視点に立って人材育成に取り組むなど、適切な業務運営に努める。

4. 財務内容に関する事項

展覧会、文化財の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、相応な運営費交付金や施設整備補助金の充当は必要不可欠であるが、文化財機構の活動の安定と一層の充実・強化に向け、多様な財源のより一層の確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

また、各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

また、各施設においては中期目標に掲げた任務を果たすため、以下の役割を担う。

(東京国立博物館)

我が国を代表する人文系の総合博物館として、日本を中心にして広くアジア諸地域等にわたる文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行う。また、現在の本館の開館 100 周年に当たる 2038 年に向けて、東博の目指すべき姿を明確化し、その実現を計画的に進める。

文化集積地としての上野エリアの一体としての魅力度・集客性向上を図るため、本エリアの博物館・美術館を対象として、割引ではなく入場が可能となるような魅力的な周遊チケットの設定に向け、上野地区の他の博物館・美術館等と協議を進める。また、表慶館等の既存施設について、民間の力の活用等により、さらなる有効活用を進める。

(京都国立博物館)

平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行う。

(奈良国立博物館)

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普

及事業等を行う。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸地域等との文化交流を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当たっては、福岡県等との連携協力を行う。

(皇居三の丸尚蔵館)

皇室から受け継いだ文化財を中心として、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行う。令和5年10月に移管された皇居三の丸尚蔵館は、令和8年度に増築された建物等の移管を受け、同年秋に全面開館を予定している。同館が収蔵する皇室から受け継いだ貴重な文化財等の調査研究と保存管理を一層充実させるとともに、国内外の多くの人々に快適な環境で公開するための環境の整備を図る。

(東京文化財研究所)

我が国の文化財の研究を、有形・無形文化財等を対象に、基礎的なものから先端的、実践的なものまで総合的に行い、我が国の文化財研究の拠点としての役割を果たすとともに、この成果をもとに文化財の保護に貢献する。また、文化財担当者の研修、地方公共団体への専門的な助言を行う。さらに、保存科学・修復技術に関する我が国の中核としての役割を果たす。

また、世界の文化遺産保護に関する国際的な研究交流、保護協力、人材育成、情報の収集と活用等を実施するとともに、これらに係る国内外での連携の推進を通じ、文化遺産保護における国際協力の拠点としての役割を担う。

(奈良文化財研究所)

主に遺跡・建造物・庭園等土地に結び付いた文化財と、そこに伝来した資料に関する調査研究の中核的拠点としての役割を果たす。これら文化財の将来への継承、次世代型の活用・管理ならびに調査の確立と普及のために、調査研究のDXを進めるとともに、平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の発掘調査に基づく古代都城遺跡の総合的研究とその成果の公開・展示、南都諸大寺を中心とする歴史資料・建造物並びに全国的な文化的景観・伝統的建造物群等の調査研究、保存科学や遺跡整備等の文化財の保存・活用に関する調査研究、三次元計測等の調査手法の研究開発を行う。また、文化財情報基盤の充実と発信、文化財研修や専門的助言等による文化財行政への協力を行う。

あわせて、海外研究機関との研究交流並びにアジア地域等での文化遺産保護事業と専門家養成に協力する。

(アジア太平洋無形文化遺産研究センター)

ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下、「無形文化遺産保護条約」という。)の観点から、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護研究の実態把握、無形文化遺産保護の政策や多様な方法論、無形文化遺産保護の優良事例の調査研究を通じて、無形文化遺産保護及びそのための研究に貢献する。

I 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 有形文化財の収集・保管、次代への継承

①有形文化財の収集等

1)有形文化財の収集

有形文化財の収集等については、国立博物館における調査研究の成果や現時点の収蔵状況や今後の見通し、活用状況を踏まえ、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵品の蓄積を図るため、収蔵品の収集・保管に関して各館において中長期的な方針・計画を立てて着実に実施することとする。なお、収蔵品の保管に関しては、国内外の先進的な収蔵庫並びにその保管方法等の調査・情報収集を行い、関係機関等と連携に努める。また、次に掲げる各博物館の収集方針に沿って、調査研究及び情報収集の成果、並びに外部有識者の意見等を踏まえ、適時適切な収集を行う。

(東京国立博物館)

日本を中心にして広くアジア諸地域等にわたる美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(奈良国立博物館)

仏教美術及び奈良を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸地域等との文化交流を中心とした、美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(皇居三の丸尚蔵館)

皇室と文化の関わりを示す美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

2) 寄贈・寄託品の受入れ等

収蔵品の体系的・通史的なバランスに留意し、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、積極的に活用する。また、既存の寄託品については、継続して寄託することを働きかけ、積極的に活用する。

②有形文化財の管理・保存・修理等

1) 有形文化財の管理

国民共有の貴重な財産である文化財を永く次代へ伝えるため、収蔵品の管理を徹底し、特に収蔵品の増加に伴い収蔵に必要な施設設備の充実、改善を図る。また、収蔵品の現状を確認の上、管理に必要なデータ（画像データ、テキストデータ等）を整備して、展示・調査研究等の業務に活かし、博物館活動を充実させる。

2) 有形文化財の保存

適切な展示・保存環境の保持のため、収蔵・展示施設の温湿度、生物生息、空気汚染及び地震等への対策、並びに保存等に関する調査研究とそのデータの解析・蓄積を引き続き実施する。

3) 有形文化財の修理

修理を要する収蔵品は、文化財機構の保存科学担当研究員と文化財機構内外の修復技術担当者の連携のもと、伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術に係る研究の成果を適切に取り入れながら、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。また、修理に必要な調査研究のための基本設備の充実を図る。

4) 文化財修理施設等の運営

文化財保存修理所等については、国と協力して整備充実を図る。

(2) 展覧事業

展覧事業については、我が国の博物館の中核的拠点として、国民のニーズ、学術的動向等を踏まえ、かつ国際文化交流にも配慮しながら、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にして、質の高い魅力あるものを目指す。

また、見やすさ分かりやすさに配慮した展示や解説、並びに音声ガイド等の導入により、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化についての理解を深められるよう工夫するとともに、常に

点検・評価を行い、改善を図る。

さらに、来館動機につながるような国宝・重要文化財等著名な所蔵作品について、展示期間の増加を含め常設展の強化を行うことで、外国人観光客を含め、来館時期に関わらず、目的の所蔵品を鑑賞できる機会の確保を進めることとする。

具体的には、作品の素材が長期間展示に耐えうると考えられる展示品については、令和9年度までに展示期間を原則通年まで延長する。一方、照明や温湿度の状況により、ダメージを受けやすい日本画等については、科学的根拠を背景としつつ、作品に影響のない範囲で展示期間の延長を検討し、来館動機につながるような実作品を活用した実証事業を本中期目標期間中の早期に開始する。これらは、長期展示に必要な設備も整備した上で実施するものとする。その上で、多様な鑑賞機会を持続的に確保する観点から、各館における入場料の改定及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等の詳細な開示を進めるものとする。

① 平常展

平常展は、展覧事業の中核と位置付け、各博物館の特色を十分に発揮した体系的・総合的なものとするとともに、最新の研究成果を基に、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解の促進に寄与する展示を行い、展示に関する説明の充実、多言語化に取り組み、国内外からの来館者の増加を図る。

なお、平常展の来館者アンケートの満足度については、80%の水準を目指す。

② 特別展等

1) 特別展等

特別展等については、積年の研究成果を活かしつつ、国民の関心の高い時宜に適った企画を立案し、国内外の博物館と連携しながら我が国の中核的拠点にふさわしい質の高い展示を行う。

特別展の来館者数については、展示内容・展覧環境を踏まえた目標を年度計画において設定する。各施設の工事等による影響を勘案しつつ、特別展を開催する。

2) 海外展等

海外からの要請等に応じて、海外において展覧会等を行うことにより、日本の優れた文化財をもとにした歴史と伝統文化を紹介する。

③ 観覧環境の向上等

国民に親しまれる博物館を目指し、来館者に配慮した観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行う。

1) 快適な観覧環境等の提供

博物館内の施設の多言語化、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化並びに各種案内の充実、研修等の実施等を通じて、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児連れの来館者等の利用にも配慮した快適な観覧環境の提供を行う。また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、令和8年度中に方向性を検討することとし、令和9年度以降、効果が高いと認められる館・時期において順次実施するものとする。

2) 来館者の満足度調査等の実施、サービスの改善等

来館者を対象とする満足度調査及び専門家からの批評聴取等を定期的実施する。これらの調査結果を踏まえ、事業、管理運営についての見直しや改善を行う。特に開館時間の延長、混雑時の対応、ミュージアムショップやレストランのサービスの改善等、来館者に配慮した運営を行う。観覧環境に関する来館者アンケートを行うことなどにより、来館者サービスの改善に努める。

(3) 教育・普及活動

日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与するよう、教育活動、広報の充実

を図る。

① 教育活動の充実等

日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与するよう、文化財機構の人的資源・物的資源・情報資源を活用した教育活動を実施する。なお、講演会等のアンケートの上位評価は80%の水準の維持を目指す。

1) 学習機会の提供

講演会、ギャラリートーク、スクールプログラム、ワークショップ及び職場体験等による学習機会を提供する。その際、対象やテーマに応じて学校、社会教育関係団体、国内外の博物館等との連携協力を行う。

2) ボランティア活動の支援

教育活動の充実及び来館者サービスの向上、また、生涯学習活動に寄与するため、ボランティアを育成し、その活動を支援する。

3) 大学との連携事業等の実施

インターンシップ、キャンパスメンバーズ制度、大学との連携事業等の実施を通じて文化財学等を取り入れた人材育成に寄与する。

4) 国内外の有形文化財の保存・修理に関する人材育成への寄与

保存科学、修理技術及び博物館関係者等を対象とした人材育成に係る事業を関係機関と連携しながら検討、実施する。

5) 博物館支援者増加への取組

企業との連携や会員制度の活性化等により博物館支援者の増加を図る。

② 有形文化財に関する情報の発信と広報の充実

今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るため、文化財に関する情報の発信を推進するとともに、展覧事業及び各種事業に関し、積極的な広報を行う。

1) 有形文化財に関する情報の発信

所蔵品のデジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）利活用に向けた整備を進めるとともに、ウェブサイト等において、文化財その他関連する資料の情報を公開する。公開データの件数は継続的に増加させる。

2) 資料の収集と公開

美術史学・考古学・歴史学・博物館学・保存科学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館等に関する情報や資料について広く収集し、蓄積するとともに、その情報の発信を図る。

3) 広報活動の充実

展示や教育事業等について、個々の企画の目的、対象、内容及び学術的な意義並びに各種アンケート等分析結果も踏まえて戦略的な広報計画を策定し、情報提供を行う。また、広報印刷物やウェブサイト、SNS等の自主媒体の活用、並びにマスメディアや各博物館の近隣施設との連携強化等により、積極的な広報を行う。

ウェブサイトの運用においては、各施設の工事等による影響を勘案しつつ、アクセス件数の向上を図る。また、時宜的なニーズに応じたウェブサイトの構築等について、一層の改善を図る。

(4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究

文化財に関する調査研究を実施し、その保存と活用を推進することにより、次代への継承及び

我が国の文化の向上に寄与する。特に、保管と展示環境に係る文化財等への影響について、関係機関との連携により継続的な調査研究を行い、様々な材質の文化財等の公開が適切に設定できるよう努めるとともに、それらの成果を全国の博物館・美術館に発信する。

① 有形文化財の展覧事業・教育普及活動等に関連する調査研究

収蔵品をはじめとする文化財に関する基礎的かつ総合的な調査研究、各博物館の特色に応じた歴史・伝統文化に関する基礎的かつ総合的な調査研究、及び歴史・伝統文化の理解促進に資する展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究等を実施し、その成果を展覧事業・教育普及活動等に反映し、広く一般に発信する。

② その他有形文化財に関連する調査研究

文化財の収集・保存・修理・管理ほか、文化財及び博物館の業務に関連する調査研究を実施する。また、将来的に展覧事業や教育活動等に結びつく基礎的な調査研究を実施する。

③ 国内外の博物館等との学术交流等

我が国における博物館活動の先導的役割を果たすとともに、文化財とその活用等に関する博物館活動について、先進的かつ有用な情報を集積するため、海外の優れた研究者を招へいし、国際シンポジウムや研究会・共同調査等を実施する。また職員を海外の博物館・文化財研究所等の研究機関及び国際会議等に派遣し、積極的に研究発表を行う

④ 調査研究成果の公表

文化財等に関する調査研究の成果を図版目録、研究紀要、学術雑誌及び展覧事業に関わる刊行物などで発表するとともに、ウェブサイトでの公開等、調査研究成果の積極的な普及、発信を更に拡充する。

(5) 国内外の博物館活動への寄与

① 国内外の博物館等への有形文化財の貸与

収蔵品については、その保管・展示状況、コンディション、貸出先の施設の状況等を総合的に勘案しつつ、国内外の博物館等の要請に応じて、展示等の充実に寄与するため、貸与を実施するとともに、国立美術館との貸与も推進する。

② 国内外の博物館等への援助・助言等

国内外の博物館等からの要請に応じて、専門的・技術的な援助・助言を行うとともに、ICOM、ICOMOS等の国際機関とも連携しつつ、博物館関係者の情報交換を推進し、人的ネットワークの形成等を図る。また、資金調達手法の向上など地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して主務省庁と連携して、先駆的な取組内容やそのノウハウを共有することにも努める。

(6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組

① 文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進

先端技術を活用した複製、企画、展示、映像、デジタルコンテンツの開発、学校等を対象としたアウトリーチプログラムなどの事業を積極的に推し進めることで、文化財の新しい活用方法を探るとともに、これまで文化財に触れる機会がなかった人々にも、学ぶ喜びや、楽しい時間を創出する。

② 国立文化財機構所蔵品の貸与の促進を行う。

国立文化財機構が所蔵する文化財を全国の博物館・美術館等での展示で活用するため、貸与促進事業を実施し、地方創生・観光振興にも寄与する。実施に当たっては、作品の輸送費や広報費等を負担するとともに、文化財の魅力と価値を広く伝える活動に取り組む。

③ 文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信を行う。

ColBase（国立文化財機構所蔵品統合検索システム）、e 国宝（文化財高精細画像公開システム）の内容の充実を図るとともに、それらの利活用を推進する。

④ 文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行う。

「活用との両立」の観点より、地域の博物館等の文化財の展示・収蔵環境向上等に資するた

めの相談や協議対応、改善のための調査協力や技術支援、研修会や講習会を通じた環境管理に携わる人材育成を行う。また、環境管理に係る調査研究を行う。

2. 文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施

貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与するため、以下の調査研究を行う。

(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究

国内外の機関との共同研究や研究交流を含め、文化財に関する基礎的・体系的な調査研究や文化財の保存・活用のための調査研究に取り組む。その成果は、基礎的データの増大や学術的知見の蓄積、文化財指定等の基礎資料の提供につながり、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関し、個別的・総合的に寄与する

(東京文化財研究所)

① 有形文化財に関する調査研究

有形文化財に関する基礎的・体系的な調査研究として以下の課題に取り組み、我が国の美術工芸品の価値形成の多様性及び歴史・文化の源流の究明等に寄与する。

1) 我が国の美術を中心とする有形文化財等に関する調査研究

我が国において古代から近現代までに制作された絵画・彫刻・工芸等を中心とする有形文化財、及びそれらに関連する国内外の文化財について、光学調査も応用しながらその文化財の製作技法、制作背景等と受容の様相、その後の評価の変遷、今日に至るまでの保護等に関する調査研究、文化財やその保護に関する文献・画像資料及びその他の文化財情報に関する調査研究とそれらの収集・整理、データベースの構築手法等の文化財情報の公開・活用手法に関する調査研究を行い、調査研究成果を公開する。

② 無形文化財、無形民俗文化財等に関する調査研究

無形文化財、無形民俗文化財等に関する以下の課題に取り組み、その伝承・公開に係る基盤の形成に寄与する。

1) 無形文化財等の保存・活用に資する調査研究

古典芸能・工芸技術等、及びそれらに関わる文化財保存技術について、調査研究・情報収集・記録作成に努め、その保存・活用に資する研究成果を公開する。

2) 無形の民俗文化財等の保存・活用に資する調査研究

民俗芸能・風俗慣習・民俗技術等、及びそれらに関わる有形の民俗文化財について、その情報を収集記録し、保存・活用に資する研究成果を公開する。

(奈良文化財研究所)

① 有形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に関する調査研究

有形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に関する基礎的・体系的な調査研究として以下の課題に取り組み、これら文化財の価値を明らかにして我が国の歴史・文化の源流の究明、多様性の解明に寄与するとともに、文化財の保存・活用に資する。

1) 歴史資料・書跡資料に関する調査研究

寺社や旧家等に伝来した歴史資料・書跡資料等に関する調査研究を行う。

2) 建造物及び伝統的建造物群に関する調査研究

古材を中心とした古代・中世の建造物に関する調査研究、近世・近代の建造物及び伝統的建造物群の調査研究を行う。

3) 史跡・名勝の保存・活用に資する調査研究

史跡について、マネジメントの観点から調査研究を進める。また、名勝について庭園を中心とした調査研究を実施する。

4) 重要文化的景観等の保存・活用に資する調査研究

重要文化的景観に関する情報を収集・整理し、成果を公開する。あわせて、複数の事例研究により文化的景観の調査手法の体系化を行う。

② 埋蔵文化財に関する調査研究

埋蔵文化財に関する基礎的・体系的な調査研究として以下の課題に取り組み、古代国家の形成過程や社会生活等の解明、埋蔵文化財に関する学術研究の深化に寄与する。

1) 古代日本の都城遺跡に関する調査研究

古代日本の都城遺跡の解明等を図るため、飛鳥地域、藤原宮・京跡、平城宮・京跡において、宮殿及び寺院遺跡ならびに古墳等の調査研究を進め、成果の積極的な情報発信を行う。

2) 全国の埋蔵文化財に関する基盤的な調査研究

発掘調査で発見した遺構・遺物の解明とその保存・活用の促進等を図るため、遺構・遺物に関する全国的な情報収集及び連携に基づく調査研究を実施し、成果を公開する。

3) 次世代型遺跡調査の実践的研究

飛鳥地域、藤原宮・京跡、平城宮・京跡等での調査研究において、新たな遺跡調査技術、調査成果の活用を実践し、それらの実用化と文化財担当者研修等により、全国への普及を目指す

(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究

(東京文化財研究所)

① 持続可能な虫菌害対策と文化財生物劣化に関する調査研究

文化財の保存科学や修復技術・修復材料・製作技法に関する中核的な研究拠点として、最新の科学技術を応用し、文化財研究としての新たな技術の開発を進め、国内外の機関との共同研究や研究交流を図り、先端的な調査研究を推進する。

以下の調査研究に取り組むとともに、その成果を広く公開することにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

1) 持続可能な虫菌害対策と文化財生物劣化に関する調査

環境と調和した生物被害対策が求められている状況を踏まえ、生物被害の機序解明を通して、持続可能な虫菌害対策のシステム化を行う。博物館等の生物被害については文化財 IPM の調査技術の高度化によって予防保存をより向上させる。また、被災文化財の生物被害を低減するための応急処置方法についての実践的な研究を行う。

2) 文化財の保存環境と持続可能な維持管理に関する調査研究

脱炭素化に向けた国際的な動向を踏まえ、文化財の保存と環境負荷低減の両立を目指した保存環境の在り方について調査研究を進める。近年の気候変動を踏まえ、様々な収蔵施設において、環境整備に必要な温湿度・空気質等の状況を把握し、文化庁とも連携しつつ、文化財の適切な保存環境について調査研究を行う。

3) 文化財の材質・構造、及び保存状態に関する調査研究

各種の可搬型分析装置を用いた文化財の材質・構造・劣化状態に関する調査研究を行う。美術工芸品等に用いられている金属の腐食と空気質に関する調査研究及び対策の検討を行う。

4) 屋外文化財の保存修復計画に関する調査研究

屋外に存在する多様な文化財について、その価値を有効に人々に伝えるための適切な保存修復計画の構築に資する研究を行う。

5) 文化財修復材料と伝統技法に関する調査研究

美術工芸品や建造物等の修復に貢献するため、伝統的な修復材料・技法についての科学的調査を行い、その安定性についての評価を行う。また旧来の材料・技法では施工が困難とされてきたものについて、新規の材料・技法の開発に関する調査研究を行う。

6) 文化財の保存修復技術に関する調査研究

近代以降に使われるようになった新しい材料や技法に関する保存修復技術の調査研究を行う。また、文化財防災センターと連携し、被災文化財の保存修復技術に関する基礎的及び実

践的な調査研究を行う。さらに、様々な保存修復技術を現場に効果的に適用するための研究を行う。

7) 高松塚古墳・キトラ古墳の保存・活用に関する調査研究

科学技術を的確に応用して、高松塚古墳・キトラ古墳の保存・活用に関する調査研究等、我が国の文化財保護政策上重要でかつ緊急に措置が必要となった文化財に関する実践的調査研究を迅速かつ適切に行う。

(奈良文化財研究所)

環境考古学、年輪年代学、ジオ・アーケオロジー、保存修復科学、センシング等の科学技術を多角的、総合的に駆使して、広く文化財の保存・活用に資するための調査研究を行う。調査研究の成果や手法を公開等により普及することで、全国の文化財の保存・活用の促進と学術研究の進展に貢献するとともに、広く国民へ還元し、社会的課題の解決に寄与する。

① 科学技術を用いた文化財の価値を顕在化するための研究と実践

科学技術を的確に応用し、文化財を生み出した文化的・自然的環境等の背景、製作技法、並びにそれらの変化過程等を解明することで、文化財の価値の顕在化に寄与する。また、文化財調査の手法・技術に関する研究を推進し、文化財調査の精度、効率等の向上に寄与する。

② 科学技術を用いた文化財を確実に未来へ継承するための研究と実践

文化財の保存科学や修復の技術・材料に関する中核的な研究拠点として、国内外の機関との共同研究や研究交流を図り、特に文化財の保存・活用の持続可能性に留意しつつ、次世代の保存処理及び展示・公開技術の普及モデルの提示に向け、専門人材の活用等により、科学技術を的確に応用した先端的な調査研究を推進する。

③ 高松塚古墳・キトラ古墳の保存・活用に関する調査研究

科学技術を的確に応用して、高松塚古墳・キトラ古墳の保存・活用に関する調査研究等、我が国の文化財保護政策上重要でかつ緊急に措置が必要となった文化財に関する実践的調査研究を迅速かつ適切に行う。

(3) 文化遺産保護に関する国際協働

世界の文化遺産保護に関する国際的な研究交流、保護協力、人材育成、情報の収集と活用等を実施するとともに、これらに係る国内外での連携を推進する。

(東京文化財研究所)

① 文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進

我が国が有する文化遺産保護に関する知識・技術・経験を活かしながら、下記のような事業を有機的連携のもと総合的に展開することを通じて、人類共通の財産である海外の文化遺産保護に協力することにより、諸外国との文化的交流及び相互理解の促進に貢献する。

1) 文化遺産保護に関する国際情報の収集・研究・発信及び国際協力推進に資する連携の促進

海外の文化遺産に関する情報の収集、諸外国の文化遺産保護施策・スキーム等に関する調査研究を行う。

また世界遺産委員会などユネスコ等が行う主要な国際会合に出席して情報の収集を行うとともに、文化遺産の保護をめぐる今日的な課題等に関する調査研究を行い、その成果を国内外に情報発信する。さらに、国内の研究機関間の連携や研究者間の情報交換を促進し、文化遺産国際協力の推進に寄与する。

2) 海外の文化遺産保護に関する研究及び協力事業の推進

諸外国の多様な文化遺産の保存や活用等に関し、その理念と技術の両面における研究を進めるとともに、研究協力等に関する国際的ネットワークを強化する。

また、その成果をもとに、我が国が蓄積してきた調査技術や保存技術、実践的方法論等を活かしつつ、諸外国での文化遺産保護に関する技術支援や体制強化などに資する協力事業を実施する。

3) 海外の文化遺産保護に関する人材育成等

諸外国の文化遺産担当者等を対象とした研修や専門家の派遣を通じて、文化遺産の保存や活用等に関する人材育成を進める。またこのような機会を通じて、国際的な文化遺産保護に関する情報交換や相互協力を促進する。

4) 海外に所在する日本の文化遺産の保護に関する協力

諸外国が所蔵している日本古美術品等の保存修復を技術面から支援することにより日本が持つ伝統的保存修復に関わる知識と経験の共有を行う。また、海外における日本の文化遺産の活用にも協力する。

(奈良文化財研究所)

① 文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進

関係機関との有機的な連携のもと、我が国が有する文化遺産保護に関する知識・技術・経験を活かしつつ、文化遺産の研究・保護に関する国際情報の収集・研究・発信、協力事業の推進、海外における人材育成事業等を総合的に展開することにより、諸外国との文化的交流及び相互理解の促進に貢献する。

(アジア太平洋無形文化遺産研究センター)

アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究

アジア太平洋地域において活動する研究者・研究機関と連携のもと、無形文化遺産保護の実践及び方法論についての調査研究の実施や国際会議・シンポジウム・セミナー等の開催、研究成果(報告書)等の公表・公開並びに研究情報の収集・提供及びその利用を促進するための戦略の検討を通じて、当該地域における研究拠点としての役割を果たすとともに、無形文化遺産保護のための研究を促進する。

(4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用

文化財に関連する情報・資料の収集・整理・保管・公開を行うとともに、調査研究成果を公開・活用し、国内外の諸機関との連携を強化することにより、広く社会に還元する。

(東京文化財研究所)

① 文化財情報基盤の整備・充実

文化財情報・資料の計画的収集・整理・保管・公開並びにそれらの電子化の推進による文化財に関するアーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としての文化財情報データベースを高度化する。特に原資料の長期的な保管に資するとともに、その情報の活用を推進するため、デジタルアーカイブ化を加速させる。また、文化財情報データベースの構築に関する国内外の事例調査を行い、調査研究及びその成果発信の目的に応じた文化財情報基盤を計画的に整備する。

② 調査研究成果の発信

文化財に関する調査研究の成果を定期刊行物やウェブサイト、公開講演会、シンポジウム等により、多角的に発信する。また、ウェブサイトにおいては、上記の発信手法と併用あるいはそれらを補完するとともに、ウェブの特徴を生かした情報発信を行い、国内外の利用者に向けた日本語はもとより多言語での情報発信を図る。

(奈良文化財研究所)

① 文化財情報基盤の整備・充実

文化財情報・資料の計画的収集、整理、保管、公開並びにそれらの電子化の推進により文化財に関するアーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としての文化財情報データベースを高度化する。国内外の事例調査も行いつつ、特にDX推進により、遺跡等文化財およびその管理活用に関する調査・研究、成果発信の高度化・効率化に資する調査・研究を実施する。また、これらを支える文化財情報基盤を計画的に整備する。

② 調査研究成果の発信

文化財に関する調査研究の成果を刊行物や講演会等の様々な媒体・機会を通じ、多角的に発信する。また、多様な利用者を対象とし、幅広く発信できるよう工夫する。

③ 展示公開施設の充実

奈良文化財研究所が所管する展示公開施設については、研究成果の公開の役割を強化する観点から展示等を充実させ、来館者の理解を促進する。また、宮跡等への来訪者に文化財及び文化財研究所の研究成果等に関する理解を深めてもらうため、近隣の展示公開施設とも効果的に役割分担・協働を図るとともに、多様な手法を用いた情報発信を進める。

(5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等

我が国の文化財に関する調査研究の中核として、これまでの調査研究の成果を活かし、文化財担当者を対象とした各種研修について、研修項目、課程等の体系を示し、地方公共団体等の要望を踏まえた研修計画を策定して実施し、文化財保護に携わる人材を育成する。

また、我が国全体の文化財の調査研究の質的向上に寄与するため、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行う。

(東京文化財研究所)

① 文化財に関する研修の実施

文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等の文化財担当者等に対し文化財に関する研修を行うとともに、保存担当学芸員に対し保存科学に関する研修を行う。

② 文化財に関する協力・助言等

国・地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、機構が行った調査研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言を行う。

③ 連携大学院との連携教育等の推進

連携大学院との連携教育や大学への教育協力を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成する。

(奈良文化財研究所)

① 文化財に関する研修の実施

地方公共団体等の文化財担当者の資質向上を目的とし、文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等からの要望を踏まえ、文化財に関する研修を行う。

② 文化財に関する協力・助言等

国・地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、機構が行った調査研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言を行う。

③ 平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の整備及び公開・活用事業への協力

文化庁と国土交通省が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の整備及び公開・活用事業に協力する。

④ 連携大学院との連携教育等の推進

連携大学院との連携教育や大学への教育協力を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成する。

(6) 文化財防災に関する取組

文化財の防災のための連携・協力体制の構築、文化財防災のための技術開発、専門的な知見から必要となる支援を行う持続可能な体制を構築、強化するとともに、文化財防災に関する地域の専門的人材の育成を図り、また国際貢献を推進するため、次の取り組みを行う。

① 地域防災体制の構築

都道府県文化財所管部局を中心とした地域内連携体制、及び近隣都道府県の災害時相互支援体制の構築・促進等を図るとともに、災害発生時に被災地の支援を行う。

② 災害時ガイドライン等の整備

減災及び災害発生時の効果的な救援活動に資する各種ガイドライン等を整備する。

③ 文化財の減災、災害発生時及び復興に資する調査研究及び技術開発

平常時における減災のための調査研究及び技術開発、並びに災害時及び復興期における多様な文化財の救援に資する調査研究及び技術開発を行う。

④ 文化財防災を促進するための普及啓発

文化財防災に関する指導、助言、研修等の普及啓発活動を行うとともに、国際貢献事業を実施し、広く国内外へ情報発信を行う。

⑤ 文化財防災に関係する情報の収集と活用

文化財防災に関する情報の収集を進めるとともに、防災に活用するためのシステムの整備・開発を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組

(1) 組織体制の見直し

組織の機能向上のため、組織・体制等の見直しを行う。機構の事業全体を通じて、体制の強化を図る。

(2) 人件費管理等の適正化

国家公務員の給与水準とともに業務の特殊性を十分考慮し、対国家公務員指数については適正な水準を維持するよう取り組み、その結果について検証を行うとともに、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約・調達方法の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、引き続き取組を着実に実施し、文化財の購入等、随意契約が真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約への移行を推進することにより、経費の効率化を行うとともに、随意契約によることができる事由を会計規定等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(4) 共同調達等の取組の推進

各施設の業務内容や地域性を考慮しつつ、コピー用紙等の消耗品や役務について近隣の関係機関等との共同調達等の取組を推進する。

2. 情報技術による業務効率化

文化財機構に関する情報の提供、業務・システムの統合・融合化を含む最適化等を図ることとし、ICTを活用した業務の合理化・効率化を図る。

3. 経費等の合理化・効率化

運営費交付金収益化基準として業務達成基準が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の

業務ごとに予算と実績を管理する。

運営事業費に充当する運営費交付金は、一般管理費及び事業経費の合計（公租公課及び人件費を除く）について、引き続き効率的な執行に努め、本中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き前中期目標期間最終年度予算と比べて5%以上の業務の効率化を図る。ただし、文化財の購入及び修理に要する経費、特殊要因に基づく経費、新規追加分は、その対象としない。

Ⅲ 財務内容に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 自己収入拡大への取組

快適な観覧環境の実現にも留意しつつ、国内外からの観光旅客なども念頭に、展覧事業における集客力を高める工夫により来館者数の最大化に努める。入場料収入については、各館の入館料の改定を行うとともに、居住者向け料金とインバウンド（非居住者）向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うことにより、自己収入の確保を図るとともに、賛助会員等への加入者の増加に継続的に取り組み、寄附金の獲得を目指す。

これらの取組により、法人全体の展示事業に係る費用（展示に携わる学芸員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。また、各館の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合が、本中期目標期間の4年目において、「4割」を下回っている等社会的に求められている役割を十分に果たせていないと考えられる館については、再編の対象とすることとし、令和13年度以降の次期中期計画に具体的な再編内容を記載し、それを実行する。なお、工事により開館できない等の事情がある場合は、評価時にこれを考慮し、適切に反映する。

保有資産については、その必要性や規模の適切性についての検証を適切に行うとともに、映画等のロケーションのための建物等の利用や会議・セミナーのための会議室の貸与等を本来業務に支障のない範囲で実施するなどの施設の有効利用を推進する。また、競争的資金や寄附金の獲得等財源の多様化を図り、引き続き機構全体として運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

さらに、自己収入を原資とした理事長（館長）の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討するとともに、各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

あわせて、施設整備にあたっては、主務省と連携し、入場料収入等を勘案して、PFIや財政投融资の活用を検討する。

2. 固定的経費の合理化

物価高騰や労働力不足などの社会経済の状況も踏まえ、適正な経費による施設運営を行うことなどにより、固定的経費の合理化に取り組む。

3. 決算情報・セグメント情報の充実等

財務内容等の一層の透明性を確保し、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

4. 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

IV 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

管理業務の効率化並びに自己収入の確保に向けた取組を踏まえた予算及び収支計画による運営を行う。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙 1 のとおり

2. 収支計画

別紙 2 のとおり

3. 資金計画

別紙 3 のとおり

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、25 億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入れ遅延や展覧会中止に伴う一時的な資金繰りの悪化などである。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

なし。

VII 重要な財産の処分等に関する計画

なし。

VIII 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した時は、次の経費等に充てる。

1. 文化財の購入・修理
2. 調査研究、出版事業の充実
3. 展覧事業の充実
4. 来館者サービス、情報提供の質的向上
5. 国際協力
6. 老朽化した施設設備への対応の充実
7. 文化財活用や文化財防災の推進

IX その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 内部統制

理事長のリーダーシップの下で、法人の使命等の周知、コンプライアンスの徹底、理事長のマネジメント強化、リスクマネジメント等を含めた内部統制を推進する体制環境を整備し、運用す

る。また、内部監査、監事監査等により定期的にそれらの整備状況・有効性をモニタリング・検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。さらに、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取組の改善を行う。

2. その他

(1) 自己評価

外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ、年1回以上事業に関する自己評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。

(2) 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

多様化するサイバー攻撃やセキュリティの脅威に対する組織的対応強化を図るため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた規定の整備及び適時適切な見直し、役職員の研修及び教育を実施する。

計画的な情報セキュリティ対策の点検及び情報セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティ対策の実施状況を把握するとともに、その強化を図る。

3. 施設設備に関する計画

施設設備の老朽化度合い等を勘案しつつ、別紙4のと通りの計画に沿った整備を推進する。

国立博物館の施設設備の整備においては、令和2年度策定のメンテナンスサイクル（個別施設計画）に皇居三の丸尚蔵館を加える形で更新を行い、既存施設の維持管理及び長寿命化改修を進める。重要文化財（建造物）や国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する建物の防火設備の整備や防火対策について検討し、具体的な防火対策プランを作成し計画的に進める。

（東京国立博物館）

開館90年を迎える本館の空調設備、収蔵・展示施設について、建物が重要文化財に指定されていることに配慮し、改修等計画を推進する。

（京都国立博物館）

京都国立博物館本館（明治古都館）の改修に当たっては、重要文化財に指定された建造物としての保存とともに展示施設としての活用に配慮した改修計画及び観覧環境の再整備計画を進める。

（奈良国立博物館）

構内のバリアフリー化やエントランスの拡張等観覧環境等の改善及び展示施設の改修等を図るとともに、奈良における文化財の調査研究等の拠点として必要な研究設備を整備する。

（九州国立博物館）

防犯設備や展示照明等、開館から20年が経過し老朽化がみられる施設・設備について、展示環境の維持改善を目的とした改修等計画を推進する。

（皇居三の丸尚蔵館）

収蔵・展示施設の安定的な環境の整備及び防災対策、セキュリティの強化に取り組む。

（東京文化財研究所）

建物の竣工から25年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、研究所としての機能を損なわないよう、環境整備を計画的に進める。

（奈良文化財研究所）

開館後 50 年が経過した飛鳥資料館について、登録有形文化財建造物としての維持保全とともに、文化財の展示及び収蔵施設としての機能維持のため、施設・設備の老朽改善を図る。

また、老朽化した既存施設の有効活用に資するため、平城地区における収蔵庫等の耐震補強、機能改修を図る。

4. 人事に関する計画

(1) 方針

文化財に関する調査研究、保存活用及び継承を担う機能強化のため、新たな技術の活用等に資する専門性の高い人材の確保を図る。また、職員のキャリアパス形成に寄与するための研修等の実施により人材育成に取り組む。

適切な人事管理、関係機関との連携・人事交流等を実施することにより、組織全体の活性化を図る。

国家公務員の制度や社会一般の動向を勘案した人事・給与体制や職場環境を整備する。

(2) 人員に係る指標

給与水準の適正化等を図りつつ、業務内容を踏まえた適切な人員配置等を推進する。

中期目標期間中の人件費総額見込額

14,670百万円

ただし、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に係る会計処理に充当する。

(別紙1) 予算 (中期計画の予算)

令和8年度～令和12年度 予算

(単位：百万円)

区 分	国立博物館等	文化財研究所等	合 計
収 入			
運営費交付金	35,917	13,684	49,601
施設整備費補助金	4,355	1,233	5,588
文化資源活用事業費補助金	2,000	0	2,000
展示事業等収入	11,989	377	12,366
受託収入	1,429	2,129	3,558
その他寄附金等	3,895	1,083	4,978
計	59,585	18,506	78,091
支 出			
管理経費	9,019	1,425	10,444
うち人件費	3,070	975	4,045
うち一般管理費	5,949	450	6,399
業務経費	38,888	12,636	51,524
うち人件費	9,172	5,036	14,208
うち収集保管事業費	14,103	0	14,103
うち展覧事業費	8,084	0	8,084
うち教育普及事業費	1,283	0	1,283
うち博物館研究事業費	4,268	0	4,268
うち博物館支援事業費	155	0	155
うち文化財活用事業費	1,823	0	1,823
うち基礎研究事業費	0	1,526	1,526
うち応用研究事業費	0	1,741	1,741
うち国際遺産保護事業費	0	936	936
うち情報公開事業費	0	2,374	2,374
うち研修協力事業費	0	62	62
うち文化財防災事業費	0	961	961
施設整備費	4,355	1,233	5,588
文化資源活用事業費	2,000	0	2,000
受託事業費	1,428	2,129	3,557
その他寄附金等	3,895	1,083	4,978
計	59,585	18,506	78,091

【人件費の見積り】 期間中総額14,670百万円を支出する。

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

○運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。ただし、自己収入増加のインセンティブを強化する観点から、自己収入の増加分の金額を自動的に運営費交付金から減額しないこととする。

$$A(y) = P(y) + Pk(y) + R(y) + Rk(y) + \varepsilon(y) - E(y)$$

〈凡例〉

- A(y) : 当該事業年度の運営費交付金
- P(y) : 当該事業年度の業務経費の人件費（役職員に対する報酬・給与、賞与、手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。）
- Pk(y) : 当該事業年度の管理経費の人件費（役職員に対する報酬・給与、賞与、手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。）
- R(y) : 当該事業年度の業務経費（特殊要因を除く。）
- Rk(y) : 当該事業年度の一般管理費（特殊要因を除く。）
- $\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊要因経費
- E(y) : 当該事業年度における自己収入の見積額

○人件費

$P(y) = P(y-1) \times \alpha \times \sigma$ （中期計画の初年度である令和 8 年度の P(y) は見積額とする。）

$Pk(y) = Pk(y-1) \times \alpha \times \sigma$ （中期計画の初年度である令和 8 年度の Pk(y) は見積額とする。）

〈凡例〉

- P(y) : 当該事業年度の業務経費の人件費（役職員に対する報酬・給与、賞与、手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。）
- P(y-1) : 直前の事業年度の P(y)
- Pk(y) : 当該事業年度の管理経費の人件費（役職員に対する報酬・給与、賞与、手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。）
- Pk(y-1) : 直前の事業年度の Pk(y)
- α (アルファ) : 効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- σ (シグマ) : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○業務経費

$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \theta \times \gamma$ （中期計画の初年度である令和 8 年度の R(y) は見積額とする。）

〈凡例〉

- R(y) : 当該事業年度の業務経費（特殊要因を除く。）
- R(y-1) : 直前の事業年度の R(y)

- β (ベータ) : 効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- θ (シータ) : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- γ (ガンマ) : 業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○一般管理費

$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi \times \theta$ (中期計画の初年度である令和 8 年度の $R_k(y)$ は見積額とする。)

〈凡例〉

- $R_k(y)$: 当該事業年度の一般管理費 (特殊要因を除く。)
- $R_k(y-1)$: 直前の事業年度の $R_k(y)$
- π (パイ) : 効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- θ (シータ) : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○特殊要因経費

ε (イプシロン) : 毎事業年度の見積額

○自己収入

$E(y) = E(y-1) \times \phi \times \mu \times \lambda$ (中期計画の初年度である令和 8 年度の $E(y)$ は見積額とする。)

〈凡例〉

- $E(y)$: 当該事業年度の自己収入 (受託収入等を除く)
- $E(y-1)$: 直前の事業年度の $E(y)$
- μ (ミュー) : 収入政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- λ (ラムダ) : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ϕ (ファイ) : インセンティブ調整係数。 $E(y-2)$ から $E(y-1)$ の増加率に応じて $(1 - \text{増加率})$ で係数値を決定。なお、 $E(y-2)$ は前々事業年度の $E(y)$
- (例) 増加率 2.5% の場合 $\phi = 1 - 0.025 = 0.975$

[上記の算定式に基づき、以下の仮定の下に中期計画の予算を試算]

- ・ 運営費交付金の見積りについては、公租公課、文化財購入及び文化財修理に要する経費並びに効率化になじまない特殊要因経費を除いて、令和 7 年度予算額を基準額として、中期計画期間中に、

人件費（±0%）、一般管理費物件費及び業務経費物件費の合計（△5%）とし、中期計画期間中に想定される特殊要因経費を加算して試算。

- ・退職手当については、中期計画期間中に想定される額を試算。
- ・施設整備費補助金については、令和8年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。

(別紙2) 収支計画

令和8年度～令和12年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	国立博物館等	文化財研究所等	合 計
費用の部	43,990	17,403	61,393
經常費用	43,990	17,403	61,393
管理経費	9,407	1,414	10,821
人件費	3,109	990	4,099
一般管理費	6,298	424	6,722
業務経費	32,467	15,040	47,507
人件費	9,960	5,341	15,301
収集保管業務費	3,869	0	3,869
展覧業務費	9,145	0	9,145
教育普及業務費	1,371	0	1,371
博物館研究業務費	4,614	0	4,614
博物館支援業務費	166	0	166
文化財活用業務費	1,914	0	1,914
基礎研究業務費	0	1,561	1,561
応用研究業務費	0	1,705	1,705
国際遺産保護業務費	0	911	911
情報公開業務費	0	2,473	2,473
研修協力業務費	0	55	55
文化財防災業務費	0	865	865
受託業務費	1,428	2,129	3,557
減価償却費	2,116	945	3,061
財務費用	0	4	4
収益の部	43,990	17,403	61,393
運営費交付金収益	25,662	12,868	38,530
展示事業等の収入	11,989	377	12,366
受託収入	1,428	2,129	3,557
寄附金収益	2,795	1,084	3,879
資産に係る繰延収益戻入	2,116	945	3,061
財務収益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

(別紙3) 資金計画

令和8年度～令和12年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	国立博物館等	文化財研究所等	合 計
資金支出	59,585	18,506	78,091
業務活動による支出	41,875	16,457	58,332
投資活動による支出	17,709	1,978	19,687
財務活動による支出	1	71	72
資金収入	59,585	18,506	78,091
業務活動による収入	55,230	17,273	72,503
運営費交付金による収入	35,917	13,684	49,601
文化資源活用事業費補助金による収入	2,000	0	2,000
展示事業等による収入	11,989	377	12,366
受託収入	1,429	2,129	3,558
その他寄附金による収入	3,895	1,083	4,978
投資活動による収入	4,355	1,233	5,588
施設整備費補助金による収入	4,355	1,233	5,588
財務活動による収入	0	0	0
受取利息等による収入	0	0	0

(別紙 4)

施設設備に関する計画

(単位：百万円)

施設設備の内容	予 定 額	財 源
・東京国立博物館	1,367	施設整備費補助金
構内自動火災報知設備更新 (令和9年度～10年度)	484	
本館等事務エリア照明器具改修 (令和9年度～10年度)	161	
本館等外壁美装化及び展示環境整備 (令和8年度)	467	
監視カメラ高度化等 (令和8年度)	160	
本館便益施設大規模改修工事 (令和8年度)	95	
・京都国立博物館	1,170	
本館(明治古都館)耐震改修等工事 (令和9年度～12年度)	1,103	
平成知新館展示環境等整備 (令和8年度)	43	
屋外防犯設備更新 (令和8年度)	24	
・奈良国立博物館	1,614	施設整備費補助金
西新館空調設備等更新工事 (令和9年度)	330	
西新館屋根改修 (令和9年度～10年度)	440	
外構照明設備・LED化等 (令和8年度)	66	
仏像館整備 (令和8年度～9年度)	778	
・九州国立博物館	204	施設整備費補助金
防災設備更新等 (令和9年度)	47	
中央監視設備熱源系統リモート装置更新 (令和9年度)	21	
入退室管理設備等高度化 (令和8年度)	136	

・東京文化財研究所 空調用ガスボイラー更新工事 (令和9年度)	91 91	施設整備費補助金
・奈良文化財研究所 飛鳥資料館老朽改善整備 (令和9年度～10年度)	1,142 869	施設整備費補助金
第3・第4収蔵庫耐震改修 (令和9年度)	262	
飛鳥資料館・藤原展示室防犯カメラ高度化 (令和8年度)	11	

(脚注)

金額については見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。